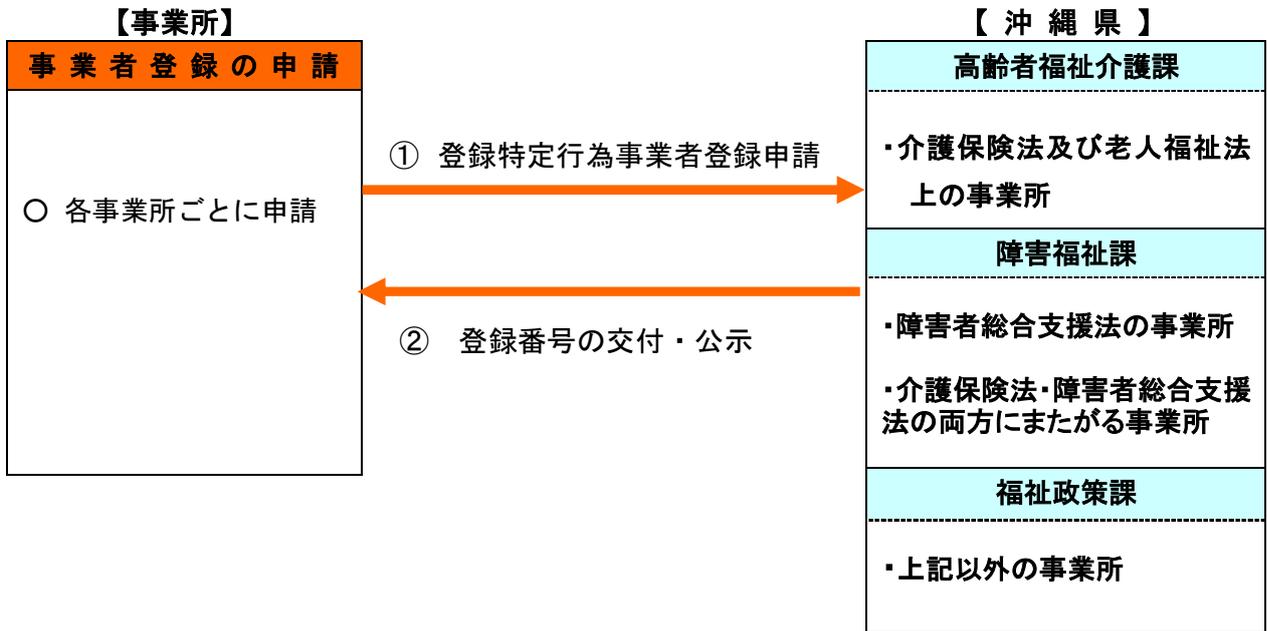


登録特定行為事業者登録手続きについて

《 事務の流れ 》



《 登録特定行為事業者関係の手続き 》

※書類の作成にあたっては、手引きを確認してください。

(①～⑥の書類に番号順にインデックスを付け、事業所ごとにフラットファイルに綴って提出してください。⑦は落ちないようにファイルにホッチキス止め。)

1 必要書類

- ①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（第1号様式）
- ②法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（直近3か月以内の原本）
- ③介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1号様式の2）
- ④社会福祉士及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（第1号様式の3）
- ⑤登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（第1号様式の4）
- ⑥登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト
 - ⑥-1 第1号様式の2の名簿掲載者に係る
認定特定行為業務従事者認定証の写し（認定特定行為業務従事者が従事する場合）
又は看護師等の免許証の写し（介護職員として看護師等が従事している場合）
 - ⑥-2 医師の指示書様式（別添様式5）
 - ⑥-3 喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書（別添様式1）
 - ⑥-4 喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書（別添様式2）
 - ⑥-5 喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書（別添様式3）
 - ⑥-6 喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書（別添様式4）
 - ⑥-7 業務方法書
- ⑦返信用封筒（登録番号通知書送付用）

定形長3号に送付先住所を記載し、切手を添付

※上記書類以外にも、提出をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

(様式1号)

- ◆認定特定行為業務従事者認定証の交付申請中の事業者にあつては、登録番号及び登録年月日欄を空欄で、申請中の介護職員を名簿に記載した状態で申請していただき、介護職員が認定証の交付を受け次第、様式1号を差し替えることも可能です。
- ◆看護師の資格を持つ職員が介護職員として勤務している場合については、様式1号の名簿に記載するとともに、免許証の写しを添付してください。

(登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類チェックリスト)

- ◆国から示されているチェックリストの確認事項において、「文書化」及び「明記」することが求められている事項については、それを含む文書を事業所として整備していただく必要があります。
- ◆なお、たん吸引等の関係で加算を考えている訪問介護事業所(介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算については、事業者登録が加算の条件にはなっておりません。)は、登録終了後に過誤調整を行ってください。
(4月中に申請があった事業所については、4月1日に遡って登録します。)
ただし、4月1日から加算を算定するためには、「同日から利用者に適切な加算該当サービスが実施されていること」及び「利用者にその旨説明がなされていること」が条件となります。
- ◆(加算に影響がない事業所)現在、チェックリストの要件を文書化した書類がない場合は、業務方法書等を整備した上で、申請していただきますようお願いいたします。

(医師の指示書等)

- ◆各別添様式については、沖縄県福祉政策課のホームページ
(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007891/1026792/1006837.html>)
に掲載しておりますので、参考にしてください。

2 提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
沖縄県子ども生活福祉部 ○○○○課 宛

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 介護保険法、老人福祉法上の事業所 | 高齢者介護課あて |
| (2) 障害者総合支援法上の事業所 | 障害福祉課あて |
| (3) 介護保険法及び障害者総合支援法 に該当する事業所 | 障害福祉課あて |
| (4) その他(特別支援学校・保育所等) | 福祉政策課あて |

※従事者認定証の申請の場合とは、申請先が異なる事業所もありますので
ご注意ください。